

LESSAR 使用許諾特約 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第1条（定義）</p> <p>本特約において使用される用語の定義は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 「本ソフトウェア」</p> <p>スマートフォン、又はタブレット端末のカメラで画像を読み込んだときに、読み込んだ現実の画像上にお申込者の設定したコンテンツを表示させる機能を有するクラウド型のソフトウェアであって、「LESSAR」の名称でスターティアラボ株式会社(以下「ラボ」といいます。)が提供するものをいいます。</p> <p>(2) 「AR マーカー」</p> <p>本ソフトウェアの画像認識ルーチンに認識させるための標識となる画像をいいます。</p> <p>(3) 「AR コンテンツ」</p> <p>本ソフトウェアにより AR マーカーと関連する情報として表示される 3DCG や動画等のコンテンツのことをいいます。</p>	<p>第1条（定義）</p> <p>本特約において使用される用語の定義は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 「本ソフトウェア」</p> <p><u>PC、スマートフォン、又はタブレット端末のカメラで画像を読み込んだときに、読み込んだ現実の画像上にお申込者の設定したコンテンツを表示させる機能を有するクラウド型のソフトウェアであって、「LESSAR」の名称でスターティアラボ株式会社(以下「ラボ」といいます。)が提供するものをいいます。本ソフトウェアを使用することで、サイト訪問者は、アプリをインストールすることなく、ブラウザ上で AR コンテンツを閲覧することができます。</u></p> <p>(2) 「AR マーカー」</p> <p>本ソフトウェアの画像認識ルーチンに認識させるための標識となる画像をいいます。</p> <p>(3) 「AR コンテンツ」</p> <p>本ソフトウェアにより AR マーカーと関連する情報として表示される 3DCG や動画等のコンテンツのことをいいます。</p> <p>(4) 「<u>サイト訪問者</u>」とは、お申込者の運営又は管理する Web サイトを訪問した者をいいます。</p> <p>(5) 「<u>AR スタンプラリー</u>」</p> <p><u>サイト訪問者が AR コンテンツを閲覧してスタンプを獲得することにより、懸賞等に応募できる企画をいいます。</u></p> <p>(6) 「<u>応募情報</u>」とは、<u>サイト訪問者が AR スタンプラリーに応募する際に応募フォームに入力する氏名、郵便番号、及び住所等の個</u></p>

変更前				変更後			
				<u>人情報をいいます。</u>			
<p>第2条（本ソフトウェアの自社使用及びARコンテンツの第三者提供）</p> <p>1. 本ソフトウェアは、下表のとおり自社使用専用型、シングルコンテンツプロバイダー型又はマルチコンテンツプロバイダー型に分類されます。<u>お申込者は、分類に応じて表に規定される範囲内で本ソフトウェアを使用することができます。</u></p>				<p>第6条（本ソフトウェアの自社使用及びARコンテンツの第三者提供）</p> <p>1. 本ソフトウェアは、下表のとおり自社使用専用型、シングルコンテンツプロバイダー型又はマルチコンテンツプロバイダー型に分類されます。</p>			
	自社使用専用型	シングルコンテンツプロバイダー型	マルチコンテンツプロバイダー型		自社使用専用型	シングルコンテンツプロバイダー型	マルチコンテンツプロバイダー型
本ソフトウェアの種類	LESSAR Free	LESSAR Entry LESSAR Standard LESSAR Suite LESSAR Premium LESSAR Enterprise	LESSAR Light LESSAR Limited LESSAR(Cloud CIRCUS for Creative Entry) LESSAR(Cloud CIRCUS for Creative Light) LESSAR(Cloud CIRCUS for Creative Standard) LESSAR Pro	本ソフトウェアの種類	LESSAR Free	LESSAR Entry LESSAR Standard LESSAR Suite LESSAR Premium LESSAR Enterprise	LESSAR Light LESSAR Limited LESSAR(Cloud CIRCUS for Creative Entry) LESSAR(Cloud CIRCUS for Creative Light) LESSAR(Cloud CIRCUS for Creative Standard) LESSAR Pro
自社使用※	可	条件付き可	可	自社使用※	可	条件付き可	可
ARコンテンツの第三者提供※	不可	1社に限り可	何社でも可	ARコンテンツの第三者提供※	不可	1社に限り可	何社でも可

変更前	変更後
<p>※ 「自社使用」とは、お申込者が、自身の社内向けに又は自身のマーケティング活動のために本ソフトウェアを使用することをいいます。</p> <p>※ 「<u>AR コンテンツの第三者提供</u>」とは、お申込者が、<u>AR コンテンツのプロバイダーとして、第三者から委託を受けて AR コンテンツ及び AR マーカーを制作し、これらを本ソフトウェアに登録することにより、当該第三者に提供することをいいます。</u></p> <p>2. シングルコンテンツプロバイダー型のお申込者は、次の各号の規定の適用を受けます。</p> <p>(1) お申込者は、本ソフトウェアの申込書において、<u>AR コンテンツの第三者提供を行う対象とする第三者を、1社に限り指定することができます。</u></p> <p>(2) お申込者が前号の第三者を指定したときは、<u>本ソフトウェアの自社使用ができなくなります。</u></p> <p>(3) お申込者は、<u>第1号の第三者を変更する場合、事前にラボ所定の書面によりラボに申請を行い、ラボから承諾を得なければなりません。</u></p>	<p>※ 「自社使用」とは、お申込者が、自身の社内向けに又は自身のマーケティング活動のために本ソフトウェアを使用することをいいます。</p> <p>※ 「<u>AR 機能の第三者提供</u>」とは、お申込者が、<u>第三者のために AR コンテンツ及び AR マーカーを本ソフトウェアに登録して、当該第三者に本ソフトウェアの機能を提供することをいいます。</u></p> <p>2. シングルコンテンツプロバイダー型のお申込者には、次の各号の規定が適用されます。</p> <p>(1) お申込者は、本ソフトウェアの申込書に記載した <u>1社に限り AR 機能の第三者提供を行うことができます。</u></p> <p>(2) お申込者が、<u>AR 機能の第三者提供を行ったときは、本ソフトウェアを自社使用することができません。</u></p> <p>(3) お申込者が、<u>AR 機能の提供先を変更するときは、事前にラボ所定の書面によりラボに申請を行い、ラボから承諾を得なければなりません。</u></p> <p>3. <u>マルチコンテンツプロバイダー型のお申込者は、AR 機能の第三者提供を、提供先の社数制限なく行うことができ、第三者提供を行った場合であっても、本ソフトウェアを自社使用することができます。</u></p> <p>4. お申込者が <u>AR 機能の第三者提供を行ったときは、第5条（AR アプリのユーザ情報の取扱いについて）に規定されるお申込者の義務と同等の義務を当該第三者に課すものとします。</u></p>
<p>第 <u>3</u> 条（AR マーカーの画像認識精度）</p> <p>1. お申込者は、特徴点が明確であり、且つ、既に本ソフトウェアに登録された他の AR マーカーと類似しない AR マーカーを使用するものとします。</p>	<p>第 <u>2</u> 条（AR マーカーの画像認識精度）</p> <p>1. お申込者は、特徴点が明確であり、且つ、既に本ソフトウェアに登録された他の AR マーカーと類似しない AR マーカーを使用する <u>よう努める</u>ものとします。</p>

変更前	変更後
<p>2. <u>本ソフトウェアは、AR マーカーの特徴点を完全に認識して完全に正確な結果を表示することまでを保証するものではありません。お申込者は、サイズが小さい又は不鮮明な AR マーカーが認識されない可能性のあることについて、予め了承するものとします。</u></p> <p>3. <u>ラボは、AR マーカーが本ソフトウェアで、より正確に認識されるよう商業的に合理的な範囲で精度の向上に努めるものとします。</u></p> <p>4. <u>お申込者は、前項の規定を理解のうえ、AR マーカーが正しく認識され正確な結果が表示されることを、試し刷り等により確認するものとします。</u></p>	<p>2. <u>ラボは、お申込者の登録した AR マーカーが本ソフトウェアで、より正確に認識されるよう商業的に合理的な範囲で精度の向上に努めるものとしませんが、お申込者の登録した AR マーカーの特徴点を完全に認識して完全に正確な結果を表示することまでを保証するものではありません。</u></p> <p>3. <u>お申込者は、AR マーカーが掲載された印刷物を発注するにあたり、試し刷りに印刷された AR マーカーを読み込むことにより当該 AR マーカーが正しく認識されて正確な結果が表示されるか確認するものとします。</u></p>
<p><u>第 4 条（認識精度に係る免責）</u></p> <p>1. 以下の各号に例示される事由等が原因で、本ソフトウェアが AR マーカーを認識せずに AR コンテンツが表示されない、読み込んだ AR マーカーを他の AR マーカーとして認識する又は本ソフトウェアの動作が遅くなる等の事象が生じて、お申込者に損害が発生した場合においても、ラボは、お申込者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。</p> <p>(1) 色相もしくは濃淡のコントラスト、又は画像内の境界線があいまいな AR マーカーを使用したとき。</p> <p>(2) 前号の他、特徴点が少ないもしくは明確でない、サイズが小さい又は他の AR マーカーと特徴点が類似している AR マーカーを使用したとき。</p> <p>(3) 破損している AR マーカーを使用したとき。</p> <p>(4) 光を反射しやすい素材に印刷された AR マーカーを使用したとき。</p> <p>(5) インターネットの通信環境又は電波状況が良好でないとき。</p> <p>(6) ラボの指定外のモバイルデバイスを使用したとき。</p>	<p><u>第 3 条（免責）</u></p> <p>1. 以下の各号に例示される事由等が原因で、本ソフトウェアが AR マーカーを認識せずに AR コンテンツが表示されない、読み込んだ AR マーカーを他の AR マーカーとして認識する又は本ソフトウェアの動作が遅くなる等の事象が生じて、お申込者に損害が発生した場合においても、ラボは、お申込者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。</p> <p>(1) 色相もしくは濃淡のコントラスト、又は画像内の境界線があいまいな AR マーカーを使用したとき。</p> <p>(2) 前号の他、特徴点が少ないもしくは明確でない、サイズが小さい又は他の AR マーカーと特徴点が類似している AR マーカーを使用したとき。</p> <p>(3) 破損している AR マーカーを使用したとき。</p> <p>(4) 光を反射しやすい素材に印刷された AR マーカーを使用したとき。</p> <p>(5) インターネットの通信環境又は電波状況が良好でないとき。</p> <p>(6) ラボの指定外のモバイルデバイスを使用したとき。</p>

変更前	変更後
<p>(7) 暗い場所又は極端に明るい場所でARマーカ－の読み込みを行ったとき。</p> <p><u>(8) お申込者が第3条（ARマーカ－の画像認識精度）第4項に規定する確認を怠ったとき。</u></p> <p>2. 前項の場合、お申込者は月額費用等の免除を受けることができないものとします。</p>	<p>(7) 暗い場所又は極端に明るい場所でARマーカ－の読み込みを行ったとき。</p> <p>2. 前項の場合、お申込者は月額費用等の免除を受けることができないものとします。</p> <p>3. <u>ARコンテンツ、ARマーカ－又はARスタンプラリーに関連して、お申込者とサイト訪問者との間で生じた紛争は、お申込者が責任をもって解決するものとし、ラボは、ラボの故意又は重過失の場合を除き、責任を負わないものとします。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第4条（ARスタンプラリーに関する特約）</u></p> <p>1. <u>お申込者は、ARスタンプラリー機能を有する本ソフトウェアを申し込んだ場合、サイト訪問者に対してARスタンプラリーのスタンプを付与することができるものとします。</u></p> <p>2. <u>お申込者が、サイト訪問者の集めたスタンプに応じてプレゼントなどの特典をサイト訪問者に提供する場合は、景品表示法などの関連する法令を遵守するものとします。</u></p> <p>3. <u>お申込者が、ARスタンプラリーの機能を使用する場合は、原則として、スタンプをサイト訪問者に無償で付与するものとし、スタンプの対価をサイト訪問者から受領しないものとします。</u></p> <p>4. <u>前項の規定にかかわらず、お申込者がサイト訪問者から対価を得てスタンプを付与する場合は、決済資金法が適用される可能性があることを確認します。お申込者は、決済資金法が適用される場合は、同法を遵守するものとします。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第5条（サイト訪問者の情報の取扱いについて）</u></p> <p>1. <u>お申込者は、サイト訪問者の情報の取り扱いに関するプライバシーポ</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>リシー（以下「お申込者プライバシーポリシー」といいます）を作成して、AR コンテンツを表示させる WEB サイトへの入り口となるサイト等にあらかじめ掲載し、公表するものとします。</u></p> <p>2. <u>お申込者は、お申込者プライバシーポリシーに、以下の各号を明記するものとします。</u></p> <p><u>(1) サイト訪問者がデバイスの位置情報をオンにして、AR コンテンツを閲覧・視聴したときは、お申込者及びラボがサイト訪問者の位置情報を取得すること。</u></p> <p><u>(2) サイト訪問者が応募情報を入力・送信したときは、お申込者及びラボが応募情報を取得すること</u></p> <p><u>(3) お申込者によるサイト訪問者の位置情報及び応募情報の利用目的</u></p> <p><u>(4) ラボがサイト訪問者の位置情報及び応募情報の利用目的</u></p> <p><u>(5) ラボがお申込者プライバシーポリシーに掲載するよう指定したその他の事項</u></p> <p>3. <u>お申込者は、あらかじめ本ソフトウェアにお申込者プライバシーポリシー登録するものとします。</u></p> <p>4. <u>ラボの LESSAR プライバシーポリシー及び前項の規定に基づき登録されたお申込者プライバシーポリシーは、応募情報の入力時に、応募フォームに表示されます。サイト訪問者がこれらに同意しないときは、本ソフトウェアは応募情報を取得しません。</u></p> <p>5. <u>お申込者及びラボは、法令等に定めがある場合を除き、サイト訪問者の位置情報及び応募情報を本人の同意なしに利用目的以外に利用することができないものとします。</u></p>
<p>2018年10月2日施行 2019年5月17日改訂 2020年6月25日改訂</p>	<p>2018年10月2日施行 2019年5月17日改訂 2020年6月25日改訂</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">2020年8月4日改訂 2020年9月22日改訂 2020年10月21日改訂 2020年11月25日改訂</p> <p style="text-align: center;">スターティアラボ株式会社</p>	<p style="text-align: center;">2020年8月4日改訂 2020年9月22日改訂 2020年10月21日改訂 2020年11月25日改訂 <u>2021年●月●日改訂</u></p> <p style="text-align: center;">スターティアラボ株式会社</p>

以上